

はり・きゅう及びあん摩・マッサージの支給申請書の 押印廃止についてのお知らせ (神戸市医療費助成)

平素は、神戸市医療費助成事業にご理解・ご協力頂きありがとうございます。

令和6年5月より、神戸市医療費助成制度(※)におきまして、療養費支給申請書における、申請者の押印を不要としますことのお知らせ致します。

なお、申請欄につきまして、申請者以外が代理記入する場合は、引き続き申請者の押印が必要で、且つ、その旨の記載が必要です。

また、代理人欄の申請者欄につきましては、ゴム印や印字による記名は不可とし、申請者以外が代理記入する場合は引き続き申請者の押印が必要です。

今後も引き続き、神戸市医療費助成事業へのご理解・ご協力を頂きますよう、よろしくお願い致します。

※ こども医療・ひとり親家庭等医療・(高齢)重度障害者医療・高齢期移行者医療

<神戸市 HP>

神戸市 医療費助成制度

検索



東灘区役所	☎078-841-4131(代)	長田区役所	☎078-579-2311(代)
灘区役所	☎078-843-7001(代)	須磨区役所	☎078-731-4341(代)
中央区役所	☎078-335-7511(代)	北須磨支所	☎078-793-1212(代)
兵庫区役所	☎078-511-2111(代)	垂水区役所	☎078-708-5151(代)
北区役所	☎078-593-1111(代)	西区役所	☎078-940-9501(代)